

第三十一回 参議院文教委員会會議録第十六号

昭和三十四年三月十九日(木曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動

三月十七日委員中野文門君辞任につ
き、その補欠として梶原茂嘉君を議長
において指名した。

三月十八日委員梶原茂嘉君辞任につ
き、その補欠として中野文門君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 相馬 助治君
理事 後藤 義隆君
中野 文門君
松永 忠二君
竹下 豊次君

委員

大野木秀次郎君
川村 松助君
近藤 鶴代君
下條 康隆君
林屋亀次郎君
荒木正三郎君
坂本 昭君

国務大臣

文部大臣 橋本 龍伍君

政府委員

文部省初等中
等教育局長 内藤豊二郎君

文部省大学
学術局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○学校教育法等の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○学校教育法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係法律の整理等に関
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○就学困難な児童及び生徒のための教
科用図書等の給与に対する国の補助に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(相馬助治君) これより、文
教委員会を開会いたします。

当委員会に、ただいま理事が欠員に
なっておりますので、まず理事補欠
互選を行いたいと存じます。慣例によ
り、委員長の指名によりたいと存じま
するが、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(相馬助治君) 御異議ないと
認めます。

それでは、中野文門君を理事に指名
いたします。

○委員長(相馬助治君) 学校教育法等
の一部を改正する法律案及び学校教育
法等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係法律の整理等に関する法律案を
議題といたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(橋本龍伍君) このたび政
府から提出いたしました学校教育法等
の一部を改正する法律案につきまし
て、その提案の理由及び内容の概要を

御説明申し上げます。

この法律案は、学校教育法につきま
して、専科大学制度を新設し、また高
等学校の定時制課程及び通信教育課程
と技能教育施設との連携をはかるため
所要の規定を設けるとともに、特殊教
育関係の規定等を整備し、また国立学
校設置法につきまして、国立学校にお
ける授業料の減免に関する規定を設け
ることとしたものであります。

まず学校教育法の改正といたしまし
ては、第一に新たに専科大学の制度を
設けたこととあります。

わが国の高等教育機関としては、四
年制の大学のほかに、修業年限二年ま
たは三年の短期大学がありますが、こ
れは発足当初の経緯もあり、暫定的な
制度として認められたものであつて、
性格も明確を欠くきらいがありまし
たので、その改善は各方面から久しく要
望されてきたところであります。政府
においては、このことについて、中央
教育審議会をはじめ、各方面の意見を
聞いて慎重に検討しました結果、この
たび、新たに恒久的な専科大学の制度
を設けることとし、従来の短期大学
は、昭和三十四年三月三十一日までに
認可されたものに限り、当分の間、存
続できることとし、それ以後は、短期
大学の新設は認めないことにいたしま
した。

専科大学は、深く専門の学芸を教授
研究し、職業または実生活に必要な
能力を育成することを目的とし、四年
制の大学とは、その目的、性格を異に
するものであります。

修業年限は、高等学校卒業程度を入
学資格とするものは、短期大学と同様
二年または三年であります。一貫し
て充実した教育を施す必要がある場合
には、中学校卒業程度を入学資格とす
る修業年限五年または六年の専科大学
の制度をも認めることにいたしました。
この制度は、産業界その他から要
望されている充実した中級技術者の養
成にも大きな役割を果し得るものと信
ずるのであります。

なお、専科大学は、一年の準備期間
を置いて昭和三十五年年度から設置で
きることにしております。

第二は、高等学校の定時制課程及び
通信教育課程と技能教育のための施設
との連携をはかったこととあります。

高等学校の定時制課程または通信教
育課程に在学する生徒が、学校以外の
技能教育のための施設において、高等
学校と同程度の教育を受けております
場合には、生徒は、二重の負担を負う
ことになり、保健上からも適当でな
く、また教育上も能率的ではありません
。そこで、技能教育施設における学
習を高等学校における教科の一部の履
修とみなすことにより、その相互の連
係を密にし、生徒の生活の実態に即し
た効果的な教育方法を制度化いたしま
して、科学技術教育の振興に資するこ
とといたしましたのであります。

第三は、特殊教育に関する規定を整
備いたしましたこととあります。すなわ
ち、現在、盲学校、ろう学校及び養護

学校の幼稚部及び高等部は、単独には
設置できないこととなつております
が、関係者の要望もあり、また特殊教
育振興の見地からいたしまして、特別
の必要がある場合には、これらの部を
それぞれ単独に設置し得る道を開き、
さらに、特殊学級の対象となる児童生
徒の種類につきまして、教育上及び実
際上の見地から現行の規定を整備いた
しましたほか、盲学校、ろう学校及び
養護学校に就学すべき者の範囲を政令
で明らかにする等の措置を講じたので
あります。

以上の諸点のほか、学校教育法につ
きましては、就学義務に関する規定等
に所要の整備を行なつております。

次に、国立学校設置法の一部改正で
ございますが、これは、国立学校にお
ける授業料の減免について、財政法及
び国の債権の管理等に関する法律との
関係もありましたので、これを明確に規
定することとしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内
容の概要であります。何とぞ十分御審
議の上、すみやかに御賛成下さるよう
お願い申し上げます。

次に、このたび政府から提出いたし
ました学校教育法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係法律の整理等
に関する法律案について、その提案理
由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、学校教育法の一部改
正による専科大学の制度の新設に伴
い、各関係法律に所要の改正を加えた
ものであります。

内容のおもなものを御説明申し上げますと、第一に、教育公務員特例法の一部を改正しまして、国立専科大学の学長及び教員の身分取扱について、は一個の学部を置く大学の学長及び教員の例によるものといたしましたこととあります。ただし、国立専科大学の前期の課程を担当する教員の身分取扱については、大学附置の学校の教員の例によるものといたしました。

第二に、教育職員免許法等の一部を改正しまして、専科大学の前期の課程を担当する教員は原則として高等学校教員の免許状を必要とするものとしたこととあります。ただし、必要があるときは免許状を有しない教授等が授与権者の許可を受けて前期の課程を担当する教諭または前期課程講師となることとができるものといたしました。

また、専科大学において所要単位を修得した者には免許状を授与することとができるものとしております。

第三に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正しまして、国立専科大学の学長及び教員の給与については国立大学の学長及び教員の例によるものといたしましたこととあります。ただし、国立専科大学の前期の課程を担当する教員の給与については国立高等学校の教員の例によるものといたしました。

第四に、産業教育振興法等の一部を改正しまして、専科大学の前期の課程については高等学校に準じてその教育の振興をはかるための補助等を行うこととしたこととあります。

第五に、装師法等の一部を改正しまして、短期大学卒業程度または高等学校卒業程度を資格要件とする資格規定に、専科大学の卒業生または専科大

学の前期の課程の修了者を加えたこととあります。

その他学校教育法の一部改正による規定の整備に伴い、関係法律に所要の規定の整備を行いました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(相馬助治君) 次に、補足説明がございます。これを大学学術局長から聴取いたします。

○政府委員(緒方信一君) ただいまの大臣の説明を補足して御説明申し上げます。

まず第一に、新たに専科大学を恒久的な学校制度として設けることにし、専科大学を学校教育法第一条の学校の種類の一つとして明記したのであります。また、専科大学は、大学とは目的性格を異にする学校であります。また、学と同様高等教育機関であるという意味で、大学と同じ章に規定することといたしました。専科大学は、深く専門の学芸を教授研究し、必要があるときは、あわせて高等学校に準ずる教育を施し、職業または実生活に必要な能力を育成することを目的とするものでありまして、学術の研究よりはむしろ専門職業教育あるいは実生活に必要な教育を行うことに特色があるのであります。

第二に、専科大学の入学資格及び修業年限であります。高等学校卒業程度を入学資格とするものは、修業年限は、現行短期大学と同じく二年または三年であります。一貫して充実した専門教育を行う必要がある場合には、中学校卒業程度を入学資格とする修業

年限五年または六年の専科大学を設けることができるようにいたしました。この修業年限五年または六年の専科大学は、三年の前期の課程と二年または三年の後期の課程とし、前期の課程は、高等学校に準ずる教育を施し、後期の課程に進学するために必要な知識、技能を授けるものであります。

第三に、専科大学は、大学のように学部制をとらないで、学科組織によるものといたしました。

また、専科大学には、夜間において授業を行う課程を置くことができるようにいたしました。夜間の課程を置く場合には昼間の課程の場合の修業年限をそれぞれこえることができるものといたしました。専科大学並びにその学科、夜間の課程の設置廃止については、文部大臣の認可を要することとし、設置の認可に關しては、大学設置審議会に諮問しなければならぬことといたしました。

第四に、専科大学の教職員についてであります。専科大学には、学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置き、必要に応じて、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができるものとしました。修業年限五年または六年の専科大学にはそのほかに教諭は必ず置かなければならず、さらに、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び前期課程講師を置くことができるものといたしました。

第五に、専科大学を卒業した者が、大学に入学する場合、文部大臣の定めるところにより、その卒業した専科大学の修業年限を入学した大学の修業年限に通算することができるようにいたしました。その他、専科大学

に専科及び別科を置き得ることとし、たほか、専科大学の通信教育の課程、教授会、研究所その他の研究施設、公立専科大学の所轄、名誉教授、公開講座等については大学と同様とし、大学に關する規定を準用いたしました。専科大学の発足につきましては、設置基準の作成、大学設置審議会の審査事務及び申請者の便宜等を考慮して、昭和三十五年四月一日から設置することができるといたしました。

なお、短期大学は、昭和三十四年三月三十一日までに認可されたものに限って、当分の間存続できることとし、短期大学の施設はそれ以後は認めないことにいたしましたのであります。

以上がこの法律の内容の概要であります。

○委員長(相馬助治君) 以上、二法案について御質疑がございまして存じます。これを後日に譲ります。

○委員長(相馬助治君) 次に、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○坂本昭君 保護児童に対してこのたび修学旅行の補助金を出すということと計画されましたことは、非常にけっこうなことだと思っております。従来、保護というものは、いつも最低生活の保護という形で行なわれてきたことは、橋本大臣としても十分御承知のことと申すのであります。それが、このたびのように修学旅行というよう

な、教育の面のぎりぎりという面が、

少し文化的な内容において高まった点まで補助を出すということは非常にいいので、私もできるだけこれは推進をして参りたいと思っております。ところで、まず最初に伺いたいのは、要保護児童生徒二・五％としておられますが、厚生省の生活保護の方は人員がふえておりました。二・五％という数的な根拠を作られたその理由をちょっと伺いたいのではあります。

○政府委員(内藤三郎君) 生活保護の対象人員は、これは厚生省の実績を調べてみますと、大体二・五％になっておるのであります。この点は医療費の補助を行います場合には二・五％とさせていただきます。今回も修学旅行の補助金を出す場合にもその数を一応の基礎といたしまして、しかし実績は多少増減があるかと思ひます。

○坂本昭君 それで、三十四年度については厚生省の方もふやしているわけなんです。従来よりも。だから、ほかに二・五％というのは、医療費の補助なども二・五％になっておりますが、これは去年もそうであったのでしよう。ですから、これはもう少しふやさなければならぬのではないかと、なぜふやさなかったのかというのが私の伺っている点なんです。

○政府委員(内藤三郎君) 私ども従来の実績を基礎にいたしましたので、今後実績が二・五を上回るようなことがございすれば、これは十分考慮をいたしたいと考えております。

○坂本昭君 そうすると、これは実際に保護の生徒の数がふえた場合には、あとで補正予算を組むことがもちろんできるのです。

○政府委員(内藤三郎君) ことしは遺憾ながら補正予算を組むわけに参りませんが、その分だけ準要保護児童に食い込むかもしれません、しかし私どもの今までの実績を見ますと、毎年少しづつ要保護児童は減っておりまして、最近の調査ですと二・五%、こうなっておりますので、二・五%を基礎にいたしました。今後お話のようにふえるようなことがございすれば、来年度予算で十分その点の調整はいたしたいと考えております。

○坂本昭君 次に、準要保護ということですね。準要保護ということほどの程度まで含めますか。

○政府委員(内藤三郎君) 準要保護児童というのは、ボーダー・ライン層でございまして、非常に線の引き方がむずかしいのでございまして、私どもが一応調査いたしました資料によりますと、生活保護の一・五倍程度のワタをとりまして、大体四%程度が予想されるのです。しかしながら、生活保護の収入の一・五倍を基礎にいたしましたので、これが厳密な調査でございまして、一応四%という数字が出たのですけれども、その辺になりますと明確な線も引きかねまして、私どもとしては従来から二%ということで、ことしは給食の一・五%を二%に引き上げただけで、二%全体の線は動かさなかつた。しかし、今後この二%をやりました、どうしても公費の扶助を受けなければならぬという者が相当出ますれば、この線はさらに増額いたしましたと考えております。

○坂本昭君 その場合に、当該児童が準要保護児童であるかどうかという認定の基準は、どういうふうにして作つておられますか。

○政府委員(内藤三郎君) この基準が今日明確になっていないのでございまして、それだけに準要保護児童という特殊なワタがございまして、収入の面からだけではいきませんので、結局福祉事務所の所長なりあるいは方面委員の方々が協議されて、ほんとうに生活上困っている者を対象にされる。こういうことで、生活保護は受けていないけれども、同じように困っている人々を具体的に指定するということがいたしまして、予算のワタは二%のワタで市町村に交付しているわけでございます。

○坂本昭君 私もそういう具体的なことを今までつまびらかにしていないので伺ったのですが、実は義務教育の児童生徒に対して、こういう措置をするということは非常にいいことだと思ふのです。いいことですが、もっと明確に内容を定めることの必要がどうしてあると思うのです。何か文部省の中ですういふ規定なり規則なり、そういうものは全然なくて、すべてその地区の民生委員とか福祉関係の人に一任をしておられるのか、あるいは現在ないとするれば、今後緊急に作られるつもりであるか、またもしあるならば、その資料をいただきたいと思います、その御答弁をいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) なかなかこの数の把握が非常に困難でございまして、特に厚生省がやっておりますように、民生保護の立場からケース・ワーカーを置いて収入の査定を十分いたしておる、こういうような状況にありまして、お話のようにある程度の基準が明確になろうかと思ふんですけれども、

現在のところ、主として福祉事務所の所長なり、民生委員等の裁量にまかされておる、こういう状況でございまして、どの程度のものが対象になるかと申しますれば、生活保護を受けている者及びそれに準ずる程度の者という抽象的なその指示をしているわけですが、具体的に収入何ぼというようなことはいたしておりません。しかし、今後この点については十分検討をいたしまして、できますれば何らかの基準を定めたいと考えております。

○坂本昭君 厚生省の方では、いわゆるこの低所得層というものの対する考えを明確にしてきて、その者の数的な根拠も、たとえば去年、おとしの白書あたりでは、低所得世帯数二百四十万、千百万十三万人という相当にはつきりした数を出しておりますが、そういう面では、今のような福祉関係あるいは民生委員あるいは各地方にある児童福祉法に基く委員がおりますね、児童委員ですか、そういうものに漫然とまかすというのでは、私はいろいろな点で差しつかえが出てくると思ふんです。こういう義務教育に対して、こういう措置をとるといふことは、私は非常に面をさらに一歩進めるための具体的なこの計画を、私はこれは作っていただきたいと思ふます。そうしない、非常にいいまいなことになる、非常にいいかげんなことになる。それが定まらないという、前回の委員会でも松永委員から、かなりこまかいことの質問ありましたけれども、そういう点の基礎ができてこないと思ふんです。これは、あなたの方でぜひ緊急にお作りになっていただきたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 十分検討いたしたいと思ふます。

○委員長(相馬助治君) ちょっとそれに関連してなんですが、私、ここから発言して恐縮ですが、重要だと思ふので、お聞きしておきたいと思ふんです。坂本委員がおっしゃったように、基準をきめるということは、その基礎的な条件を確立するために非常に必要なのですが、またこの福祉事務所で扱うものは、確たる基準のないことから起る困難性と、確たる基準のないことによつてもたらされる偏重と両面が実はあると思ふんです。そこで問題は、この種の補助を将来もつと積極的に拡大してみようとするのか、それともこの程度でふやさないかというところの、いわば基本的な心がまえの点の問題だろうと思ふのです。従つて、基準をきめて下さるということは、まことにけっこうですけれども、より基本的な、私は本法がねらうところの真の目的を達するというところに主眼を置いて、しかる上において、基準の問題について、ただいま局長御答弁のように善処されたいと、私は特段希望するのですが、御見解いかがでしょう。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもも決してこの二%で十分だとは思へないものであります。基本線は委員長が話ございましたように、この制度を拡充したい、こういう基本線のもとに、実は基準を検討したいと思ふております。ただこの場合に、私どもが一番困るのは、厚生省が持っているようなケース・ワーカーがございませんで、どうしてもある程度裁量の余

地というものはやむを得ないのじやなかるうか、しかし、あまり裁量が野放図になつては困る、こういう点で十分検討いたしたいと思ふます。

○坂本昭君 今、たまたま厚生省のケース・ワーカーの話が出ましたけれども、厚生省も別に格別、厚生省のケース・ワーカーというものは持つていないのです。で、結局福祉事務所の民生委員やそういうものを通してやっているので、結局これは、この生活の実態をつかむ点で同じことなんです。たまたまケース・ワーカーの対象となる世帯の中での義務教育を受けている子供に関連することであつて、私は当然同じように研究できると思ふのです。この点で、私はですから大臣に、これはもう前厚生大臣の経験もおありのことです、給食の問題それから、今の当面の問題になつておることに関連して、私は初めから将来国が責任をもつて予算もふやしていくという前提のもとに協力しようと思つて、今お話ししておたのですけれども、基準を作つて、かえつて引き締めておるのです。この予算を削減することなどは少しも考えておらなかつたのですが、大臣の御意向をこの際伺つておきたいと思ふのです。

○国務大臣(橋本龍伍君) もちろんさようなことを考えておりません。ただ、委員長からお話のありましたように、ボーダー・ライン層の対策につきましては、月収幾ら幾ら以上といったようなことをこまかく限りますと、子供が多かつたり、学校に行つておたり、病氣であつたり、何かほかの、一応法律の範疇外の、実際親戚がころがり込んでいたり、いろいろな例が具体

例としてあるわけです。やはり要保護、準要保護というものについて、もう少し手厚くするという方向で基準を考えながら運用のよろしきを得ていくということ、将来もう少し、何といいますが、衆議院の御審議の際にも話がありました、範囲がいまいちもこととしていないかということにつきまして、もう少し身の入った検討を行なっていきたい。それはあくまでも手厚くするという考えでやっていきたいと思ひます。

○坂本昭君 今の大任のお考えで、私たちが積極的に御協力することを申し上げたいと思ひます。

それで、なお、前回の委員会の際に、局長からこの補助金の配付について、従来この補助金の配付については生活保護と、それから児童数を三対七で分けておつた。それを五対五に今度分ける。前よりも確かに一段と進んだと思うのです。実態に近いと思ひます。しかし、実態はもっと私は違うと思うのです。というのは、生活保護の保護率というのは非常にまちまちなのです。前回は特に旅行に対して東京と大阪の列車の運行について話が合った。東京と大阪の子供たちにとっては比較的に有利だと思ふのです。ところが、一番修学旅行が困難な、言いかえれば、生活の保護の多いのはどこかというところ、これは保護率は最近の統計では全国一七・八プロミレなんです。しかし、一七・八ですけれども、地域によって非常に差がある。特に概括して申しますと、東北の北の方、九州の果て、四国の果て、こういう日本の周辺部が非常に高いのです。たとえば青森は二五・〇八、岩手が二一・六三、長崎が二

二・一〇、熊本が二四・八一、鹿児島が三四・七九、宮崎が二三・四九、高知が二四・六〇、二〇をこえているところは東北の北の端、四国の端、九州の端、こういう、修学旅行で二泊三日ですか、とても大阪や東京に出てこれないようなところが保護率が非常に高い。保護率の非常に低いところは埼玉二二・二二、千葉一三・〇八、静岡の一〇・〇八、愛知の一・六三、大阪の一・七九、名古屋市の一二・二というふうに、こういうふうに、今の東京と大阪の修学旅行の汽車にも乗れるところが一番低い。ですから、この補助金の分け方について、前より一段と進歩したと思ひますけれども、一番修学旅行などで勉強して、文化的な日本の子供として将来の大事な日本人として、勉強してもらわなければいけません。一番周辺部なんです。周辺部が一番まだ貧乏人なんです。この貧乏なところろにうんと金を注がなければ、義務教育のりっぱな成果を上げることはできない。私はそういう点では、この今回の五対五に分けたやり方ではまだいかにぬと思う。つまりまだ文部省の方では実態の把握が足りないではないかと思ふのです。むしろこれは児童数よりも、保護率そのものに直接関係をして補助していくべきではないかと思ふのです。いかがです。

○政府委員 内藤三郎君 今お尋ねの点は、準要保護児童の問題だと思ふ。私が申し上げたのは、要保護児童については、これは要保護の児童数に入りますが、ですから、お話のように必ず準保護児童にリンクしておる、こういう実態が明らかになりますれば、御指摘のような考え方が成り立って

く、しかし、私どもはまだそこまで踏み切れないのじゃないか、やはり児童の総数というものを考えなければならぬし、それから同時に保護児童の数というものも考えなければならぬ。ですから、今回改正いたしました、一応半々にやってみる、その結果、なお御指摘のような点があればこれを七・三にする、こういうこと、ゼロにするわけには参らないと思う。児童数が多いのですから、児童数割りのいうものをやっぱり考えないと困ると思う。ですから、そういう点はさらに研究いたしますけれども、とにかく今度五対五でやってみようということにいたしましたので、その結果を見てからにいたしたいと思ひます。

○坂本昭君 確かに局長の言われるように、要保護と準要保護なんです、統計的には出ておりませんが、これはまあ常識をもって、要保護が多いところにはそれに準じた者が多いというのは常識なんです。ですから、その点は当然もっと深刻に考えていただきたい。特に地域的に今言ったように、東京、大阪を隔たることの遠いところに、こういう生活困窮状態がある。この点ははっきりつかないでいたかなければ、私も僻地出身の議員でありますけれども、私もその僻地の味方というだけであつたのでなくて、実際に日本をなぐくこうした補助を出して、子供たちに修学旅行によってりっぱな教育をさせようとするならば、その恵まれない人たちの特にめんどろを見ていただく、そういう点で私は今回の五・五について、その実績を検討されるとい

うお考えはけっこうだと思ひます。が、その考えを、十分にその上に立脚して、さらに生活並びに教育に困難している子供たちのめんどろを見ていただく、そのことを特にお願いして私の質問は終ります。

○竹下豊次君 この学校の修学旅行の日程ですね。これに相当に無理があるところがあるのじゃないかというふうな私見はおるのではありませんが、私は宮崎県、今、坂本議員のお話がありましたが、宮崎県の南の端でありまして、昨年の秋、高等学校の生徒が旅行して日光まで参りましたのですが、その計画を見ますと、日程のうちほとんど半分ぐらいが夜行なんです。夜行車で行って、到着して、そうして方々引き回される、ほとんど半分近く夜行、でもう半ば過ぎになりますという、生徒はへとへとになります、ただ先生に連れられてあつちこちぐるぐる回る、いろいろなことを質問したりするといふような意欲も失っているようにうなづかれました。私、東京に泊りましたときに、宿屋に二度訪ねましたところ、とても皆くたびれて、どこを、どんなところを見てもきいたとしても、その返事が満足にできない。ことにそのときに雨が降りまして、どこを通ってきたかわからないというような状態で、一そう気の毒だったのです。病人がもちろんできます。これは私は非常に大事なことで、健康の問題などについても、特に文部省初め教育委員会、学校当局において気をつけてもらわなければならない問題じゃないかと思つております。私の県のようなところ、ほかにもあるわけだと思つておりますが、やっぱり東京には

一度は子供を連れていきたいという先生の考えももっともでありますし、距離は非常に遠い、それで費用はあまりないということ、そういう無理な日程ができるのだからと思つております。しかし、これは健康に及ぼす影響が非常に大きいということ、もう一つはさき申しましたように、途中でもう見学の意欲を失ってしまったというのでは、修学旅行の目的の半ばは失つてしまふということになります。文部省の方で、今日までの状況につきましていろいろお気づきの点もあらうと思つておりますが、病人がどのくらい出ておるのか、そういうお調べでもありましたらこの際、承わっておきたいと思つております。

○政府委員 内藤三郎君 今お尋ねのようなケースは、全国的ではないと思ふのですが、私どもの指示しておりますのは、大体二泊三日を原則にしております。その場合に、中学校の場合でも、往復とも船の旅、あるいは汽車の旅、これは宿泊を要することは避けるように、原則としては夜行は使わないように、やむを得ず夜行を使う場合には帰りにし、帰りだけ一回を限って夜行程度にしろ、こういう手引きをいたしておるわけでありまして。ところが、今お話のように、宮崎から東京、日光においでになるにはとても私は無理だろうと思ふ。大体の旅行を見ますと、九州は大体九州一円を回つておる、それから北海道は北海道を回つておる、それから東北は東北地区、それから関西が東京へ来る、それから東京の者が関西に行く、四国、九州の者が京阪神に行くというのが大体の例のようでございます。今お話のように、

九州から東京へ来るというのは少し数が少ないのじゃなかろうか、これは私非常にやり行き過ぎじゃなかろうか、何のために修学旅行したのかわからない。お話のように、しゅっちゅう夜行ばかりやっておりまして、眠くて見学も十分できないのでは効果が上らないのではなかろうか。もう少しこの点については改善する必要があるかと思ひます。具体的に私ども今お話のように、病人が何人できたということ、中毒の場合にはどういふこと、今、疲労のために何人病人ができたという統計は持っておりませんけれども、そういう事態のないように、今後積極的に指導して参りたいと思ひております。

○竹下豊次君 私が今実例をあげましたのは高等学校なんです。やっぱり高等学校にもある程度の制限は指示をしていらいしやるのですか。小中学校は大い九州中を一回りするぐらいのことをやっていると普通なんではないかと。

○政府委員(内藤三郎君) 文部省がやっておりますのは、まあ積極的に指示しておりますのは、小中学校の義務教育を中心として。この場合には、私九州一円と申し上げたわけで、高等学校の場合には別に具体的に指示いたしております。今後必要がございしますれば、そういう点でさらに検討いたしまして、適切な指導をいたして参りたいと考えております。

○竹下豊次君 もう一点、修学旅行の際における引率教師の態度ですね。これはいろいろまあ私などうわさを聞くわけでありまして、まあ酒を飲んで生徒の前で醜態を演じる、汽車の中までも

醜態を演じて乗客にも迷惑をかけるというやうなことがひんびんとしてかどうか知りませんが、相当たびたび私などはうわさを聞かれます。父兄から聞かされることもありまして、生徒から聞かされる例が多いのであります。生徒は、ことに小学校の生徒などはもとよりであります。中学校の生徒にいたしまして、一応先生はりっぱなお方だということ、平生敬意を払って教養を受けているわけでありまして、その敬意を払われている先生が、旅行先では先生自身が解放されたやうな気分になるのかと私は想像しておるのでありますけれども、どうもあまり慎しみが足りない。車中における生徒の指導についても非常にルーズであるというやうなこともあるのであります。……まあ、である学校もあるというやうなことを聞かれますが、先生自身が、今申しましたやうな、主として酒の問題をよく聞かされるのであります。そういうところを生徒が見まして、私の聞いた生徒の評によりまして、私の聞いた生徒の評によりまして、先生はだめだね、ということをよく聞かれます。平生尊敬している先生の値打ちが、ちょっとした間の旅行の間に、生徒から非常な軽べつを目をもちて見られるやうなふうに変つてしまふ。それは、ただ旅行中の問題だけでなくして、その後やっぱりその先生が教えるわけでありまして、教育にたいして権威を保つた教育を施すといふことが困難になつていくのじゃないだろうかと思ひます。なおまた、この間、宿泊料の問題も出ましたが、宿屋の話を聞いてみると、先生たちには特別のサービスをしなければならぬ、そんな費用もかかります、それ

で勢い宿賃もよけにいたたかなければならぬ、私たちはやっぱりもうけなければならぬから、こういうことを言つておるのもある。で、宿屋でそれは、先生たちが生徒よりもりっぱな食事をなさるということも、それを必ずしもいけないうわけじゃないかもしれませんけれども、少くとも生徒に知られるやうな態度を宿屋でとられちゃ、これははなはだ困るのです。これは珍しい例でないやうに私聞いております。こういう点も、そういうことのないやうに、文部省を初め地方の教育委員会あたりでも、指示したりあるいは校長たちと話し合ひをしたりしておられるはずだと思つておるのであります。……どの点まで注意しておられますか、どの点まで注意しておられますか、おそろく私の言ひましたことは、全部が全部間違ひじゃないと思つております。たびたび聞かされておりますから、その点を今日どういふふうによつて、政府、文部省として努めておられますか、それをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 今お話ししたやうなことは、たびたびうわさに聞かされておるのですが、先生方といたしまして、子供の生命を預かつて行くのですから、旅行中も大へん苦勞が多かろうと思つておる。そういう場合に、宿屋へ着いてはとされて、多少気をゆるめた結果、そういう事態が間々あるということも耳にするのでございしますけれども、今お話ししたやうに、そういうことは教師としてやはり慎まなければならぬ。私どもの「修学旅行の手びき」といふ、これを全国に出しましたが、この中には、「引率教師は、旅行中の児童生徒の行動について監督

を厳にし、必ず食事や睡眠をとむにするとともに、旅行中の飲酒は厳につしむこと」と、こういう指導をいたしておるわけございまして、一そう、今御指摘のありましたやうな点は今後注意いたして参りたいと思ひます。特に業者の方も、教師だけを責めるわけには参らぬと思つて、業者の方も、少し、多少その旅館に引つづるために先生方に過剰なサービスをしないやうな面もあるのじゃないかと思ふ。そういう点については、私どもとしてはできるだけ教師にだけ特別のサービスをしないやうにしていただく、そしてむしろそのために宿泊料が上ることのないやうに、宿泊料を低廉にして、みんなが修学旅行ができるやうに、実はこの点は特に私は業界の方々に、二十万人程度の者が今まで行けなかつたのだから、それでそのために、実は修学旅行の補助金も組んでおるやうな状況でございしますから、業界の方でもその点は共同して、一、二軒がそれを破ると困りますので、共同してそういうふうな過剰なサービスをしないやうにお願いをいたしておるわけでございます。

○竹下豊次君 今、局長のお話の通り、修学旅行の引率教師の骨折りというものは、これはまあ大へんなことだと思ひます。一人でもけがしたら大へんだという心配が絶えずあるのではなかろうかと思つておる。……そういう点はよくわかります。だが、どうもやはり先生たち若い人たちが多いのでありますから、ちょっと解放されたといふやうな気分が任地を離れますと起りがちです。すぐ気のゆるみが起りがちであります。平生の生徒の前にお

る慎しみを破つてしまふやうなことになるが、ちだと思ふのであります。ただ、私が心配しますのは、宿屋の宿泊料の問題にしても、そうたくさん引率者がついていけるわけでもありませんから、それがために生徒全体の宿泊料もふやうと上げなければならぬ、そこまでの散財をされるわけでもないだらうと思ひます。そういうことよりも、すでに申しましたやうに、先生の權威、もう一度そういうことで、生徒から軽べつされたら、あとはそれは權威のない先生になつてしまふ、それが一番おそろしいことだと思つておるのであります。その点を特に御注意下さいまして、通達を出していらつしやるというやうなことで、そこまで存じておらなかつたのであります。それを一そう強調されて、間違ひのないやうに氣をつけていただきたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍伍君) ただいまお話しのこと、……いふ点は、もうきわめて重大なことでございますから、従来の通牒に加えて、なお留意をいたして参ることにいたします。

○松永忠二君 前回質問いたしましたのを私も調べましたところ、国有鉄道公示というもので、団体取扱手数料交付規程というものがあつて、それで一カ年国鉄団体旅客運賃の支払い額が一千万円以上のあつて、業者、指定業者、手数料交付団体としてこれに、時期によつていろいろ違ふわけでありまして、二割から五割の手数料を払うといふのが国有鉄道の公示によつて出ているわけですね。これを一応調べてみますと、やはり法律とか、いろいろな規則とか、こうしたものじゃなくて、

を厳にし、必ず食事や睡眠をとむにするとともに、旅行中の飲酒は厳につしむこと」と、こういう指導をいたしておるわけございまして、一そう、今御指摘のありましたやうな点は今後注意いたして参りたいと思ひます。特に業者の方も、教師だけを責めるわけには参らぬと思つて、業者の方も、少し、多少その旅館に引つづるために先生方に過剰なサービスをしないやうな面もあるのじゃないかと思ふ。そういう点については、私どもとしてはできるだけ教師にだけ特別のサービスをしないやうにしていただく、そしてむしろそのために宿泊料が上ることのないやうに、宿泊料を低廉にして、みんなが修学旅行ができるやうに、実はこの点は特に私は業界の方々に、二十万人程度の者が今まで行けなかつたのだから、それでそのために、実は修学旅行の補助金も組んでおるやうな状況でございしますから、業界の方でもその点は共同して、一、二軒がそれを破ると困りますので、共同してそういうふうな過剰なサービスをしないやうにお願いをいたしておるわけでございます。

○竹下豊次君 今、局長のお話の通り、修学旅行の引率教師の骨折りというものは、これはまあ大へんなことだと思ひます。一人でもけがしたら大へんだという心配が絶えずあるのではなかろうかと思つておる。……そういう点はよくわかります。だが、どうもやはり先生たち若い人たちが多いのでありますから、ちょっと解放されたといふやうな気分が任地を離れますと起りがちです。すぐ気のゆるみが起りがちであります。平生の生徒の前にお

る慎しみを破つてしまふやうなことになるが、ちだと思ふのであります。ただ、私が心配しますのは、宿屋の宿泊料の問題にしても、そうたくさん引率者がついていけるわけでもありませんから、それがために生徒全体の宿泊料もふやうと上げなければならぬ、そこまでの散財をされるわけでもないだらうと思ひます。そういうことよりも、すでに申しましたやうに、先生の權威、もう一度そういうことで、生徒から軽べつされたら、あとはそれは權威のない先生になつてしまふ、それが一番おそろしいことだと思つておるのであります。その点を特に御注意下さいまして、通達を出していらつしやるというやうなことで、そこまで存じておらなかつたのであります。それを一そう強調されて、間違ひのないやうに氣をつけていただきたいと思ひます。

いろいろな公示というものによつてやられているので、これはやはり文部省で、努力の方法があるというふうな私たちは考えるわけです。地方の教育委員会、あるいは県教育委員会、あるいは極端なことをいえば、全部を総体としていいわけでありますが、こういうふうな問題について、やはり大臣として積極的に解決をしていく努力を払っていただきたいと思うのです。またあわせて、新聞紙上によりますと、衆議院の方でも大臣にいろいろ質問があったそうでありますけれども、中学校の生徒の旅客運賃について、義務教育という関係で、小学校と同様な措置をとりたいということは、文教委員会の各位の全面的な御意思であつたわけでありまして、こういう点について、やはり積極的な努力をなさっていただきたいと思うわけであります。こういう問題について現在、どんなふうな経過になっておられるか。事務的に折衝していることであれば、局長の方から私の点について一応お聞きしたいと思うわけなんです。

○国務大臣(橋本龍伍君) お話のありました国鉄の割引戻しの問題につきましては、一応ごもっともではありまするけれども、サービスをいたした、金銭の割引戻しを受けるといったような問題につきましては、後ほど研究をしていただきたいと思います。できるだけ合理的、間違いないように、そしてせつかくのことでもありますので、国鉄でももうけておるならば、それだけのことと教育の面にサービスさせるという基本方針はけっこうだと思ひますが、少し考えさせていただきたいと思ひます。

それから長距離を通過いたしております児童、その割引の問題があるわけでありまして、ことに町村合併に伴つて学校が統合いたしておりますので、通学距離がだんだん長くなる可能性が、そこで、中学校についても小学校、つまり、義務教育の間は子供並みにお考えになって、半額割引をしたらどうかというお話であります。これは国鉄の経営の面とも関連をいたしまして、全面的にその通りにするのはなかなかむずかしいのであります。せめて非常に通学距離の長いものにつきましては、何か国鉄の方のサービスの余地があるならサービスを、あるいはどうしてもむずかしいければ国鉄の補助を出さなうということを考えて、目下検討中でございまして、まだどういふふうになるというところまで決定するほど折衝は進行いたしておりません。国鉄との間に事務当局をして検討させておる次第であります。なお、局長から追加してお話をさせていただきます。

○政府委員(内藤三郎君) 実はこの問題は、当委員会から小学校並みにしろという御決議も出ておりますし、私もその決議の線に沿ひまして、国鉄当局とも交渉して参つたわけでありまして、ただ、小児運賃というふうなものとの制度というものが、一体義務教育と直接関係がないのが、国鉄の考え方なんです。この小児運賃の考え方、大体ふろ賃とか理髪料とか、その他一般の小児運賃と考えるべきであつて、いわゆる初等教育の段階を対象にすべきものではなからうか。従つて、義務教育が将来高等学校に延びたからといつて、義務教育の年齢で小児運賃をきめていくのもよいやないというのが基本的な考え方の方であります。そこで、実はこれは衆議院からも強い御要望がございまして、私も何となく全面的にできないならば、ただいま大臣が申しましたように、非常に統合等によつて長距離を通過する、これだけにしよつて検討をいたしたいと思うのであります。一般的に小児運賃並みといふことが不可能のようでございますので、次の段階としては特定のものに、特に通学距離の長いものについて義務教育の上に支障があるからと、こういうふうな線で国鉄とも十分相談いたして参りたいし、またさらに国鉄の方でも、それと独立採算上非常に困つていふようなことがございすれば、別途政府の方から補助金なり、何らか適当な方法でこの問題を解決したいと思つておられます。

○松永忠二君 国鉄の言ひ分は国鉄の言ひ分だと思ふのです。ただ、しかし、文部省としてはしっかりと見解を持っておられると思ふのです。とにかく現実にはこの前通つた法律でも、通学費をとにかく言つていふことを考へておられるし、まあ義務教育無償の原則からいつても、通学の費用は、こういうふうな国鉄を使つての相当長距離の通学をしていふということになれば、これはやはりそういう意味で無償にしていくなか、そういう線から考へていくべきやないかと思ふのです。それからまた、おとなと子供と理髪料とかいふようなお話がありまして、別に入場料でも学生割引をやつて

義務教育が将来高等学校に延びたからといつて、義務教育の年齢で小児運賃をきめていくのもよいやないというのが基本的な考え方の方であります。そこで、実はこれは衆議院からも強い御要望がございまして、私も何となく全面的にできないならば、ただいま大臣が申しましたように、非常に統合等によつて長距離を通過する、これだけにしよつて検討をいたしたいと思うのであります。一般的に小児運賃並みといふことが不可能のようでございますので、次の段階としては特定のものに、特に通学距離の長いものについて義務教育の上に支障があるからと、こういうふうな線で国鉄とも十分相談いたして参りたいし、またさらに国鉄の方でも、それと独立採算上非常に困つていふようなことがございすれば、別途政府の方から補助金なり、何らか適当な方法でこの問題を解決したいと思つておられます。

もう一つの問題は、先ほど言つた学校の通学費の問題で、先生の、両親のつき添ひの問題について、論議もあつたわけでありまして、一つ同時に、先生の一体旅費について、現実に修学旅行なんかについて行く旅費が正規に払われていないやないか、つまり打ちをされていふことだと思ふ。なおこれについては、四千人というものを、文部省は教職員の一人の年額の旅費として考へて計上をされているのだが、事實上、地方では、それだけの額を計上

義務教育が将来高等学校に延びたからといつて、義務教育の年齢で小児運賃をきめていくのもよいやないというのが基本的な考え方の方であります。そこで、実はこれは衆議院からも強い御要望がございまして、私も何となく全面的にできないならば、ただいま大臣が申しましたように、非常に統合等によつて長距離を通過する、これだけにしよつて検討をいたしたいと思うのであります。一般的に小児運賃並みといふことが不可能のようでございますので、次の段階としては特定のものに、特に通学距離の長いものについて義務教育の上に支障があるからと、こういうふうな線で国鉄とも十分相談いたして参りたいし、またさらに国鉄の方でも、それと独立採算上非常に困つていふようなことがございすれば、別途政府の方から補助金なり、何らか適当な方法でこの問題を解決したいと思つておられます。

もう一つの問題は、先ほど言つた学校の通学費の問題で、先生の、両親のつき添ひの問題について、論議もあつたわけでありまして、一つ同時に、先生の一体旅費について、現実に修学旅行なんかについて行く旅費が正規に払われていないやないか、つまり打ちをされていふことだと思ふ。なおこれについては、四千人というものを、文部省は教職員の一人の年額の旅費として考へて計上をされているのだが、事實上、地方では、それだけの額を計上

してないといふのが実情であらうと思ふのです。しかも、なおかつ私たちの聞いておるところによると、地方財政計画の中では、三千八百円というのに計上してあるといふことなのであります。ところが、こういうふうな点について、やはり一つは、今お聞きしたいのは、一体四千人の旅費を果して計上しているのかどうか、それからまた、地方財政計画の中の三千八百円というの、やはり四千人に高めるべきやないかという点。それからもう一つは、やはり修学旅行のつき添ひの旅費くらいは正規にやらないのじやないか。この問題は、いわゆる赴任旅費でさえも正規に払っていないというのが現状で、教職員あたりはどうか、このことについて恵まれないといふか、不当な取扱ひを受けているものはないといふふうには私は思つてゐるわけなんです。役人のごときは、そういう赴任旅費などが正規にどんな支払われているのに、教職員は赴任旅費でさえも正規に支払いを得られない。しかも、旅費をPTAから負担してもらつてゐる。しかも、その旅費の支払いも非常に時間的に遅延をされているのが現状だと思ふのです。これはぜひいふんひといふふうな私には考へてゐるわけなんです。この旅費については、しかも僻地について、僻地の人たちが一晩泊りて研修に出てくれば、もうこんな旅費くらいはすぐ使つてしまふという状態の中でも僻地の旅費としての考慮を特別に払われないといふのが現状なんです。こういうことについては、やはりこういう機会を通じてこの旅費の正規の計上というふうなことで、そ

うしてまた、これとこれとだけは正規に支払いをするというような、そういう考え方を確立していくべきだと私は思うのです。三つの点について、初中局長から数字をあけて一つ御説明を願いたいと思います。

○政府委員(内藤三郎君) 大体、国庫負担金で一応四千円見込んでおりますが、実際は今お話のように三千八百円程度しか支給されておられません。これは赴任旅費を含めてでございます。しかし、地方財政計画では国庫負担金と同額が計上されておるはずでございます。旅費だけが三千八百円に打ち切っているのはございません。赴任旅費につきましては、私どもは大体正当旅費が支給されていると考えております。しかし、一般の旅費につきましては、これはお話のように、大体実費弁償の性質でございますので、大体実費をまかなう程度に、というのが府県の実情のようでございます。修学旅行につきましては校費で負担するか、やむを得ざる場合PTA等で負担するか、いずれの場合にも、先生方に御迷惑のない程度の旅費を支給されていると私も承知しております。

それから今お尋ねの、どういふものが実費弁償で、どういふものが正当旅費で支給すべきかというような区分につきましては、これは私非常にしんどいと思うのです。結局、公務上必要がありまざるものはできるだけ正当旅費で支給されるのが望ましいと考えておるのでございます。

○松永忠二君 簡単に……、その今のお話は、はなはだ実態と違っていると思うのです。そうなっていると、私お聞きしたいのは、一体修学旅行のつき

添いというの、基準として何人に幾人の先生を連れていくのが基準なんですか。

それからもう一つお聞きをしたいことは、一体四千円の国庫負担で旅費を計上されているが、地方の地方予算で一体四千円を計上している県が幾県あるか。それと、最も少い県は幾らを上しているのかというのを数字で一つお答えを願いたいと思う。

○政府委員(内藤三郎君) つき添いは二十五人に一人ということにいたしておるのでございます。

それから、旅費の支給でございますが、先ほど申しましたように、四千円の前後としておるのが大部分でございます。各県別に今ここに資料を持ち合せておりませんが、御入り用でしたらあとでお届けしたいと思ひます。大体、この四千円を配分する場合に、僻地の方は僻地の割り増しをつけておりますので、できるだけ都市部と山間部についてはこれは差等をつけて配当しておるはずでございます。今のお尋ねの各県の支給状況につきましては、あとで資料として差し上げたいと思ひます。

○松永忠二君 大臣にお願いをし、またお聞きをするのでありますが、二十五人に一人という基準でつき添いがついていくということになれば、相当やはつき添いの数は多い。そのみじやなくて、やはり特別の養護教諭であるとか学校医をつき添いさしていくと思うのです。そういうふうな費用で、なかなかそういう点について旅費の上で大へん苦勞があるということは事実だろうと思う。今、あなた四千円前後というお話だけれども、実態はまたあ

とからお聞きをするのですが、四千円計上しているというのは、そうたくさんないのです。相当の富裕の県でも三千五百円とか、そういうふうなところからいいます。ひどいところは三千円くらい負担をしている。それからまた実態については、あなたはどういうふうに御調査なさっているかと思うのですが、私は旅費の支給は教職員についてひどい仕打というものはない。たとえば赴任旅費なども、相当たつてから赴任旅費が支払われているのが実態である。役人なんかについてはむしろ事前に、旅費の先払いということも実施をされているわけです。教職員については行つてきて、旅費が、一月か二月たつてから、やむを得ないからPTAから金を一時支払いをしているというのが現状だ。これは旅費の問題等については、一つ、四千円では非常に不足しているというのを考えられる。しかし、なおかつその四千円すら計上していないのが実態なんであつて、一時地方財政が苦しくなった場合に、ほとんど四千円の単価を切り下げられておつたわけです。もう少し教職員の旅費がどういふふうな支給をされているのか、どういふ実態にあるのかというのを十分把握をしていただいで、それでこの四千円の旅費計上等のごときは的確に各地で行われて、そしてこの修学旅行等についての費用も正規に支払いのできるように配意を一ついただきたいと思ふ。特に大臣にも四千円の旅費の問題についてはこまかいこともまたお聞きをしたいので、十分に一つ研究を願いたいと思ふ。

○国務大臣(橋本龍伍君) この三千八百円というのは、実績に基いて計算をしたものだそうでありまして、御指摘のように、やはりなかなか地方によつて、いろいろなむらもございましてようでございますから、十分考慮をいたしまして善処したいと思ひます。

○委員(相馬助治君) ほかに御発言もなければ、質疑は結局したものとして御異議ありませんか。

○委員(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

別に御発言もなければ、討論は結局したものとして認めます。御異議ありませんか。

○委員(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

別に御発言もなければ、討論は結局したものとして認めます。御異議ありませんか。

と存じます。御異議ありませんか。

○委員(相馬助治君) 御異議ないと認めます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時五十七分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月十日)

一、学校教育法等の一部を改正する法律案

一、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、財団法人日本禁酒同盟助成に関する請願(第二一九九号)

一、養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正に関する請願(第三三〇号)(第三三二八号)(第三三三九号)(第三三三〇号)(第三四〇七号)(第三四一九号)(第三四二七号)(第三四六三三号)(第三四六八号)(第三四八〇号)

一、建国記念日制定に関する請願(第三三三二二号)(第三四六九号)

一、学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願(第一四五〇号)

一、新潟県吉川町立水源分教場の源小学校統合反対に関する請願(第一四五一号)

一、軍事基地等の周辺学校の防音施設完備促進に関する請願(第一四五一号)

○委員(相馬助治君) 速記を開始して下さい。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(相馬助治君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致であります。可決すべきものと決定いたしました。本院規則第七十二条によつて、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、委員長に一任願ひたいと思ひます。

○委員(相馬助治君) 速記を開始して下さい。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(相馬助治君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致であります。可決すべきものと決定いたしました。本院規則第七十二条によつて、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、委員長に一任願ひたいと思ひます。

第二二九号 昭和三十四年三月
六日受理
財団法人日本禁酒同盟助成に関する請願(一通)
請願者 東京都豊島区池袋二ノ一、〇五三東亜メリヤ工業株式会社取締役社長 丑久保雅太郎外一名

紹介議員 西岡 ハル君
未成年者に対する禁酒法の趣旨の徹底、乱酒者に対する保護きよう正、産業人に対する禁酒化促進、諸外国における禁酒団体との連絡協力等日本禁酒同盟に課された使命はきわめて重要なものであるから、本同盟に対してさらに強力な政策的または財政的助成措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第二三〇号 昭和三十四年三月
六日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(七通)
請願者 愛知県渥美郡渥美町大字津江字荒古一 柳原凱夫外二百十三名

紹介議員 山本 米治君
完全給食によつて、児童生徒の体格は戦前に見られない成長を示したことはまことに喜ばしいことであり、子供の健康に養護教諭の果たした役割は非常に大きなものがあると思われるが、それは全国的な都市中心のことであつて、都市以外では、やはりトラコーマとかい虫になやまされ栄養不足の顔色の悪い子供が数多く見られ、医者と食物にめぐまれないへき地では特に養護教諭の配置さえなく、日々の健康管理はもち論のこと緊急の場合でさえ事かくこ

とが多い実情であるから、今国会において、学校教育法第三三条の撤廃と同時に、ぜひ、一校一名わく外配置の来年度予算措置を講ぜられたいとの請願。

第一三一八号 昭和三十四年三月
六日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(十一通)
請願者 愛知県丹羽郡扶桑町立高雄小学校内 長谷川忠臣外五百五十八名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一三一九号 昭和三十四年三月
六日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(十三通)
請願者 愛知県碧海郡知立町猿渡小学校内 石原教太郎外二百六十一名

紹介議員 長谷部ひろ君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一三二〇号 昭和三十四年三月
六日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(三十一通)
請願者 愛知県西尾市道光寺町郷中七七ノ一 早川嘉子外七百三十四名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一四〇七号 昭和三十四年三月
十日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(十一通)
請願者 愛知県豊橋市横須賀町津田小学校内 川瀬きよ子外二百七十七名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一四一九号 昭和三十四年三月
十日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(五十四通)
請願者 愛知県碧海郡知立町知立小学校内 磯村義三外千二百六十一名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一四二七号 昭和三十四年三月
十一日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(五十三通)
請願者 愛知県豊川市為当町仲脇七三 鈴木久子外千二百九十七名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一四六三三号 昭和三十四年三月
十一日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(二十八通)
請願者 愛知県安城市高棚町高棚小学校内 杉浦松子外六百四十六名

紹介議員 栗山 良夫君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二四六八号 昭和三十四年三月
十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(五十四通)
請願者 愛知県津島市神守町神守中学校内 吉田富紀子外千五百九十九名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二四八〇号 昭和三十四年三月
十二日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改正に関する請願(十一通)
請願者 愛知県稲垣郡吉良町吉田小学校内 鈴木国子外二百五十二名

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一三七二号 昭和三十四年三月
九日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 香川県高松市本町一ノ一 讃岐桜星会内 細溪宗次郎外十五名

紹介議員 津島 壽一君
日本国民絶対多数の熱望にこたえ、根拠学説に時を空費することなく、すみやかに建国を祝う日を制定せられたとの請願。

第一四六九号 昭和三十四年三月
十二日受理
建国記念日制定に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡田平町生向 池田侶美外五百十四名

紹介議員 本田 市郎君
この請願の趣旨は、第一三七二号と同じである。

第一四五〇号 昭和三十四年三月
十一日受理
学校教育法第二十八条第一項改正に関する請願
請願者 東京都板橋区稲荷台一七 倉田次郎外四十八名

紹介議員 石井 桂君
校長が職務を完全に遂行するために、その補佐職が絶対に必要であり、とくに今日のように勤務評定、道徳教育、教育課程の改訂等、幾多の難問題が山積し、激動している教育界においては早急に教頭制を法律化し、校長の立場を強固にしてわが国教育の正常な進展をはからなければならぬから、学校教育法第二十八条第一項を「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。」と改め、なお、同条中に教頭の職務内容を規制せられたいとの請願。

第一四五一号 昭和三十四年三月
十一日受理
新潟県吉川町立水源分教場の源小学校統合反対に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡吉川町

新設分教場の源小学校統合反対に関する請願

新設分教場の源小学校統合反対に関する請願

新設分教場の源小学校統合反対に関する請願

新設分教場の源小学校統合反対に関する請願

新設分教場の源小学校統合反対に関する請願

新設分教場の源小学校統合反対に関する請願

大字尾神 大善恒磨外
三名

紹介議員 小柳 牧衛君

小学四年生までの児童七十名が通学している新潟県吉川町にある町立源小学校の水源分教場を最近本校である源小学校に統合するため、すでに町議会においてそのための予算が通過した由であるが、もしもこの案どおり統合されることになる、これらの児童は本校までの四キロ―五キロの山道を歩いて通学しなければならぬ上に当地の冬は豪雪のため毎年十二月一日から三月末日まで一時郵便の配達もとまるほどのへき地であるため通学は危険であるから、かかる一方的な統合案に対して新校舍建築のための補助金の交付並びに起債をしないよう格段の考慮をせられたいとの請願。

第一四五二号 昭和三十四年三月十一日受理

軍事基地等の周辺学校の防音施設完備促進に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋本

石町四ノ四日本PTA

全国協議会内 増田要

次郎

紹介議員 小林 武治君

最近、飛行機的大型化に伴い爆音も激しさを増したため、軍事基地及び自衛隊飛行場等の周辺学校に施設されている従来の防音施設では爆音を完全に防止できず、飛行場周辺における学校の教育実施に重大なる影響を及ぼしている現状であるから、(一)従来の防音装置を改裝すること、(二)職員室、特別室及び講室に対しても防音施設を及ぼすこと、(三)爆音のため被害を受ける

学校の防音施設費を含む建築費を全額国庫補助とし今後は鉄筋防音校舎に改築すること、(四)米軍飛行部隊だけでなく日本航空自衛隊の爆音に対しても前三項を取り入れること等について適切な措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十四年三月二十五日印刷

昭和三十四年三月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局